

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R6.3.14改正)

新	旧												
(別記様式 4) 用地補償総合技術業務費積算基準 (省略) 第 2 積算基準 (省略) 3 業務費の積算 (省略) (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、<u>権利者</u>の特定、補償額算定書の照合、<u>補償金明細表の作成</u>、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明<u>を含む。</u>）、移転履行状況等の<u>確認等</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表 1 及び表 2 の区分によるものとする。 なお、表 2 の区分 B については、補正率により難易度補正を行うものとする。 表 1 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>A</td><td>地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。</td></tr><tr><td>B</td><td>区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	A	地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。	B	区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。	(別記様式 4) 用地補償総合技術業務費積算基準 (省略) 第 2 積算基準 (省略) 3 業務費の積算 (省略) (2) 各構成費目の積算 1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、<u>関係権利者</u>の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明）、移転履行状況等の<u>確認</u>及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表 1 及び表 2 の区分によるものとする。 なお、表 2 の区分 B については、補正率により難易度補正を行うものとする。 表 1 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>A</td><td>地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。</td></tr><tr><td>B</td><td>区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	A	地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。	B	区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。
区 分	判 断 基 準												
A	地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。												
B	区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。												
区 分	判 断 基 準												
A	地方整備局用地調査等業務請負基準準則（平成 13 年 3 月 30 日付け国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知）別記様式第 2 用地調査等業務共通仕様書 第 10 章第 120 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。												
B	区分 A 以外のもの。 ただし、表 2 の区分に応じて難易度補正を行うものとする。												

新

表 2

区 分	判 断 基 準	補正率
<u>B－イ</u>	<u>(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。</u>	<u>0.30</u>
<u>B－ロ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
<u>B－ハ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
<u>B－ニ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00
<u>B－ホ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはB－イの補正率を適用せず、B－ロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB－イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB－ロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	－	技 師 長	<u>0.38</u>	<u>0.28</u>	<u>0.24</u>	<u>中間打合せ</u>
			技 師 C	<u>0.23</u>	<u>0.17</u>	<u>0.14</u>	<u>1 回当たり</u>

注 1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注 2 中間打合せの回数は、1 月当たり 1 回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

旧

表 2

区 分	判 断 基 準	補正率
<u>B－イ</u>	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
<u>B－ロ</u>	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
<u>B－ハ</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。	1.00
<u>B－ニ</u>	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時		
打合せ協議	業 務	－	技 師 長	<u>0.36</u>	<u>0.72</u>	<u>0.36</u>	<u>1.44 人</u>	
			技 師 C	<u>0.18</u>	<u>0.36</u>	<u>0.18</u>	<u>0.72 人</u>	

注 1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1 業務当たり 2 回を標準としている。

注 2 打合せ協議は、表 1 の区分を行わないものとする。

新

注 3

計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、(主任)調査員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

注 4

打合せ協議は、表 1 の区分を行わないものとする。

(省略)

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則 1 業務 1 回とし、表 5 により行うものとする。

表 5

種 目	単位	区 分	職 種	外 業	計	備 考
現地踏査	<u>回</u>	—	技 師 長	<u>1.18 人</u>	<u>1.18 人</u>	
			技 師 C	<u>1.18 人</u>	<u>1.18 人</u>	

注 1

以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。

・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。

・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。

注 2

現地踏査は、表 1 の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分 A の場合 直接人件費 = 表 6 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費 = 表 7 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正 × 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分 A)

表 6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技 師 長	<u>0.43</u>	<u>0.64</u>	<u>1.07 人</u>	
			技 師 C	<u>0.43</u>	<u>0.64</u>	<u>1.07 人</u>	

旧

(省略)

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、表 5 により行うものとする。

表 5

種 目	単位	区 分	職 種	外 業	備 考
現地踏査	<u>業務</u>	—	技 師 長	<u>1.08 人</u>	
			技 師 C	<u>1.08 人</u>	

注

現地踏査は、表 1 の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分 A の場合 直接人件費 = 表 6 による単価 × 権利者数

区分 B の場合 直接人件費 = 表 7 による単価 × 表 2 の区分ごとの補正 × 表 2 の区分ごとの権利者数

(区分 A)

表 6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技 師 長	<u>0.54</u>	<u>0.81</u>	<u>1.35 人</u>	
			技 師 C	<u>0.54</u>	<u>0.81</u>	<u>1.35 人</u>	

新

(区分B)

表 7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	<u>B－三</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.07</u> <u>0.07</u>	<u>0.09</u> <u>0.04</u>	<u>0.16 人</u> <u>0.11 人</u>	

注 1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注 2 本表の歩掛は、表 2 の区分 B－二 を基準としたものであり、表 2 の区分によって補正を行うものとする。

⑤ 権利者の特定

権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 ＝ 表 8 による単価 × 権利者数

表 8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者の特定	権利者	<u>二</u>	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.03</u> <u>0.03</u>	<u>0.03 人</u> <u>0.03 人</u>	

注 1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注 2 権利者の特定は、表 1 の区分を行わないものとする。

(省略)

⑥－ 1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表 9－1－1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－1－2 により行うものとする。

旧

(区分B)

表 7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	<u>B－ハ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.08</u> <u>0.08</u>	<u>0.12</u> <u>0.06</u>	<u>0.20 人</u> <u>0.14 人</u>	

注 1 本表の歩掛は、表 2 の区分 B－ハ を基準としたものであり、表 2 の区分によって補正を行うものとする。

⑤ 関係権利者の特定

関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 ＝ 表 8 による単価 × 権利者数

表 8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係権利者の特定	権利者		技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.02</u> <u>0.02</u>	<u>0.02 人</u> <u>0.02 人</u>	

注 関係権利者の特定は、表 1 の区分を行わないものとする。

(省略)

⑥－ 1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表 9－1－1 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－1－2 により行うものとする。

新

表 9-1-1 (省略)

表 9-1-2

區 分	單 位	規 模	職 種	外 業	內 業	計	備 考
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長 技 師 B 技 師 C	— — —	<u>0.11</u> <u>0.59</u> <u>0.41</u>	<u>0.11 人</u> <u>0.59 人</u> <u>0.41 人</u>	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長 技 師 B 技 師 C	— — —	<u>0.15</u> <u>0.85</u> <u>0.15</u>	<u>0.15 人</u> <u>0.85 人</u> <u>0.15 人</u>	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長 技 師 B 技 師 C	— — —	<u>0.12</u> <u>0.47</u> <u>0.22</u>	<u>0.12 人</u> <u>0.47 人</u> <u>0.22 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

(省略)

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表 9-3-1 の構造別区分及び表 9-3-2 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-3-3 により行うものとする。

表 9-3-1

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）

旧

表 9-1-1 (省略)

表 9-1-2

區 分	單 位	規 模	職 種	外 業	內 業	計	備 考
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14 人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.56</u>	<u>0.56 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14 人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.65</u>	<u>0.65 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 長	—	<u>0.14</u>	<u>0.14 人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.37</u>	<u>0.37 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.18</u>	<u>0.18 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

(省略)

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表 9-3-1 の構造別区分及び表 9-3-2 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-3-3 により行うものとする。

表 9-3-1

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S 耐火）
非木造建物 B	鉄骨造（非木造建物 A を除く）、軽量鉄骨造
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）

新

表 9-3-2 (省略)

構造計算を行わない場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.35</u>	<u>0.35 人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 B	—	<u>2.04</u>	<u>2.04 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.57</u>	<u>0.57 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.34</u>	<u>0.34 人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.67</u>	<u>1.67 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.65</u>	<u>0.65 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.31</u>	<u>0.31 人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.81</u>	<u>1.81 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.66</u>	<u>0.66 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14 人	同 上
			技 師 B	—	<u>0.91</u>	<u>0.91 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.14</u>	<u>0.14 人</u>	

構造計算を行う場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.35</u>	<u>0.35 人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 A	—	5.47	5.47 人	
			技 師 B	—	<u>2.04</u>	<u>2.04 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.57</u>	<u>0.57 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.34</u>	<u>0.34 人</u>	同 上
			技 師 A	—	<u>4.69</u>	<u>4.69 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.67</u>	<u>1.67 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.65</u>	<u>0.65 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.31</u>	<u>0.31 人</u>	同 上
			技 師 A	—	<u>3.49</u>	<u>3.49 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.81</u>	<u>1.81 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.66</u>	<u>0.66 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14 人	同 上
			技 師 A	—	<u>0.94</u>	<u>0.94 人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.91</u>	<u>0.91 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.14</u>	<u>0.14 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-3-4 の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物 D にあっては、木造建物の表 9-1-3 の補正率を適用するものとする。

旧

表 9-3-2 (省略)

構造計算を行わない場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 B	—	<u>2.11</u>	<u>2.11 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.69</u>	<u>1.69 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	同 上
			技 師 B	—	<u>1.89</u>	<u>1.89 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14 人	同 上
			技 師 B	—	<u>0.75</u>	<u>0.75 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	

構造計算を行う場合

表 9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	用途によ る区分イ の場合
			技 師 A	—	5.47	5.47 人	
			技 師 B	—	<u>2.11</u>	<u>2.11 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	同 上
			技 師 A	—	<u>4.68</u>	<u>4.68 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.69</u>	<u>1.69 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	同 上
			技 師 A	—	<u>3.48</u>	<u>3.48 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.89</u>	<u>1.89 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長	—	0.14	0.14 人	同 上
			技 師 A	—	<u>0.93</u>	<u>0.93 人</u>	
			技 師 B	—	<u>0.75</u>	<u>0.75 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.28</u>	<u>0.28 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-3-4 の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物 D にあっては、木造建物の表 9-1-3 の補正率を適用するものとする。

新

表 9－3－4（省略）

⑥－4 建物等の法令適合性の照合

(省略)

⑥－5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表 9－5－1 の区分によって行うものとする。

表 9－5－1（省略）

各区分の直接人件費の積算は、表 9－5－2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。

ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 9－5－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備 A	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.17</u>	<u>0.17 人</u>	
		100 m ² 以上	技 師 A	－	<u>0.37</u>	<u>0.37 人</u>	
		200 m ² 未満	技 師 B	－	<u>0.50</u>	<u>0.50 人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>0.86</u>	<u>0.86 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.38</u>	<u>1.38 人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>1.08</u>	<u>1.08 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.72</u>	<u>1.72 人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.71</u>	<u>0.71 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>1.25</u>	<u>1.25 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.98</u>	<u>1.98 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－5－3 の補正率表を適用するものとする。

表 9－5－3（省略）

⑥－6 生産設備補償額算定書の照合

(省略)

旧

表 9－3－4（省略）

⑥－4 建物等の法令適合性の照合

(省略)

⑥－5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表 9－5－1 の区分によって行うものとする。

表 9－5－1（省略）

各区分の直接人件費の積算は、表 9－5－2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。

ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 9－5－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備 A	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.20</u>	<u>0.20 人</u>	
		100 m ² 以上	技 師 A	－	<u>0.34</u>	<u>0.34 人</u>	
		200 m ² 未満	技 師 B	－	<u>0.46</u>	<u>0.46 人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>0.93</u>	<u>0.93 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.25</u>	<u>1.25 人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>1.17</u>	<u>1.17 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.56</u>	<u>1.56 人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積	技 師 長	－	<u>0.70</u>	<u>0.70 人</u>	
		400 m ² 以上	技 師 A	－	<u>1.35</u>	<u>1.35 人</u>	
		600 m ² 未満	技 師 B	－	<u>1.79</u>	<u>1.79 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－5－3 の補正率表を適用するものとする。

表 9－5－3（省略）

⑥－6 生産設備補償額算定書の照合

(省略)

新

⑥ー 7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合

附帯工作物補償額算定書の照合は、表 9－7－1 の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－7－2 により行うものとする。

表 9－7－1 （省略）

表 9－7－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技 師 長	－	0.11	0.11 人	
			技 師 B	－	0.16	0.16 人	
			技 師 C	－	0.42	0.42 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.23	0.23 人	
			技 師 C	－	0.80	0.80 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技 師 長	－	0.13	0.13 人	
			技 師 B	－	0.43	0.43 人	
			技 師 C	－	1.06	1.06 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技 師 長	－	0.12	0.12 人	
			技 師 B	－	0.55	0.55 人	
			技 師 C	－	1.77	1.77 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技 師 長	－	0.26	0.26 人	
			技 師 B	－	0.82	0.82 人	
			技 師 C	－	2.57	2.57 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技 師 長	－	0.21	0.21 人	
			技 師 B	－	0.49	0.49 人	
			技 師 C	－	1.12	1.12 人	
独立工作物	箇所	－	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.10	0.10 人	
			技 師 C	－	0.20	0.20 人	

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－7－3 の補正率を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表 9－7－3 （省略）

旧

⑥ー 7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合

附帯工作物補償額算定書の照合は、表 9－7－1 の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9－7－2 により行うものとする。

表 9－7－1 （省略）

表 9－7－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.14	0.14 人	
			技 師 C	－	0.38	0.38 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.18	0.18 人	
			技 師 C	－	0.65	0.65 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.32	0.32 人	
			技 師 C	－	1.03	1.03 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.46	0.46 人	
			技 師 C	－	1.52	1.52 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技 師 長	－	0.21	0.21 人	
			技 師 B	－	0.65	0.65 人	
			技 師 C	－	2.14	2.14 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技 師 長	－	0.10	0.10 人	
			技 師 B	－	0.42	0.42 人	
			技 師 C	－	1.27	1.27 人	
独立工作物	箇所	－	技 師 長	－	0.08	0.08 人	
			技 師 B	－	0.08	0.08 人	
			技 師 C	－	0.19	0.19 人	

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9－7－3 の補正率を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表 9－7－3 （省略）

新

⑥－８ 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表９－８－１の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－８－２により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表９－８－１の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥－７ 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表９－８－１（省略）

表９－８－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
用 材 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.06</u> <u>0.18</u>	<u>0.06 人</u> <u>0.18 人</u>	
薪 炭 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.05 <u>0.23</u>	0.05 人 <u>0.23 人</u>	
収 穫 樹	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.11</u> <u>0.33</u>	<u>0.11 人</u> <u>0.33 人</u>	釣り棚、囲障等を含む。
竹 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.07</u> 0.08	<u>0.07 人</u> 0.08 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.13</u> <u>0.35</u>	<u>0.13 人</u> <u>0.35 人</u>	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表９－８－３の補正を行うものとする。

表９－８－３（省略）

⑥－９ 庭園補償額算定書の照合

(省略)

旧

⑥－８ 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表９－８－１の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表９－８－２により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表９－８－１の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥－７ 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表９－８－１（省略）

表９－８－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
用 材 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.05</u> <u>0.14</u>	<u>0.05 人</u> <u>0.14 人</u>	
薪 炭 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.05 <u>0.18</u>	0.05 人 <u>0.18 人</u>	
収 穫 樹	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.05</u> <u>0.42</u>	<u>0.05 人</u> <u>0.42 人</u>	釣り棚、囲障等を含む。
竹 林	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.05</u> 0.08	<u>0.05 人</u> 0.08 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	－	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.05</u> <u>0.42</u>	<u>0.05 人</u> <u>0.42 人</u>	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表９－８－３の補正を行うものとする。

表９－８－３（省略）

⑥－９ 庭園補償額算定書の照合

(省略)

新

⑥－１０ 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表９－１０－１の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表９－１０－２により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表９－１０－１（省略）

表９－１０－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳 墓 A	10 ㎡	3 画地程度	技 師 長	－	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.29</u>	<u>0.29 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.08</u>	<u>0.08 人</u>	
墳 墓 B	10 ㎡	5 画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.60</u>	<u>0.60 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.02</u>	<u>0.02 人</u>	
墳 墓 C	10 ㎡	7 画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.83</u>	<u>0.83 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.04</u>	<u>0.04 人</u>	
墳 墓 D	10 ㎡	3～5 基 (画地) 程度	技 師 長	－	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.30</u>	<u>0.30 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.11</u>	<u>0.11 人</u>	
墳 墓 E	10 ㎡	7 基 (画地) 程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.84</u>	<u>0.84 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.02</u>	<u>0.02 人</u>	

⑥－１１ 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表９－１１により行うものとする。

表９－１１

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技 師 長	－	<u>0.25</u>	<u>0.25 人</u>	
		技 師 B	－	<u>0.20</u>	<u>0.20 人</u>	

旧

⑥－１０ 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表９－１０－１の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表９－１０－２により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表９－１０－１（省略）

表９－１０－２

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳 墓 A	10 ㎡	3 画地程度	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05 人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.37</u>	<u>0.37 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	
墳 墓 B	10 ㎡	5 画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.62</u>	<u>0.62 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	
墳 墓 C	10 ㎡	7 画地程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.87</u>	<u>0.87 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.08</u>	<u>0.08 人</u>	
墳 墓 D	10 ㎡	3～5 基 (画地) 程度	技 師 長	－	<u>0.05</u>	<u>0.05 人</u>	
			技 師 B	－	<u>0.49</u>	<u>0.49 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	
墳 墓 E	10 ㎡	7 基 (画地) 程度	技 師 長	－	0.05	0.05 人	
			技 師 B	－	<u>0.87</u>	<u>0.87 人</u>	
			技 師 C	－	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	

⑥－１１ 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表９－１１により行うものとする。

表９－１１

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技 師 長	－	<u>0.22</u>	<u>0.22 人</u>	
		技 師 B	－	<u>0.18</u>	<u>0.18 人</u>	

新

⑥－１２ 照応建物の設計案等の照合
(省略)

⑥－１３ 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１３－１により行うものとする。
ただし、営業の内容等の難易度によって表９－１３－２の補正を行うものとする。

表９－１３－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	－	技 師 長	－	0.60	0.60 人	
			技 師 B	－	2.75	2.75 人	
			技 師 C	－	1.69	1.69 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表９－１３－２ (省略)

⑥－１４ 仮営業所設置工事費用の照合

(省略)

⑥－１５ 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１５－１により行うものとする。

表９－１５－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.06	0.02 人 0.06 人	
同 上 農家住家	戸	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.03 0.07	0.03 人 0.07 人	
同 上 店 舗	店 舗	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.03 0.14	0.03 人 0.14 人	
同 上 事 務 所	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.07	0.02 人 0.07 人	
同 上 工 場	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.05	0.02 人 0.05 人	
同 上 倉 庫	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.07	0.02 人 0.07 人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあつて本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表
９－１５－２の補正率を適用するものとする。

旧

⑥－１２ 照応建物の設計案等の照合
(省略)

⑥－１３ 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１３－１により行うものとする。
ただし、営業の内容等の難易度によって表９－１３－２の補正を行うものとする。

表９－１３－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	－	技 師 長	－	0.65	0.65 人	
			技 師 B	－	2.07	2.07 人	
			技 師 C	－	1.69	1.69 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表９－１３－２ (省略)

⑥－１４ 仮営業所設置工事費用の照合

(省略)

⑥－１５ 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表９－１５－１により行うものとする。

表９－１５－１

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.05	0.02 人 0.05 人	
同 上 農家住家	戸	－	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.08	0.02 人 0.08 人	
同 上 店 舗	店 舗	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.14	0.02 人 0.14 人	
同 上 事 務 所	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.05	0.02 人 0.05 人	
同 上 工 場	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.04	0.02 人 0.04 人	
同 上 倉 庫	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	0.02 0.05	0.02 人 0.05 人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあつて本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表
９－１５－２の補正率を適用するものとする。

新

表 9-15-2 (省略)

⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表 9-16 により行うものとする。

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.15</u>	0.02 人 <u>0.15 人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.04 <u>0.32</u>	0.04 人 <u>0.32 人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-17-1 によるものとする。

表 9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	技 師 長	—	<u>1.46</u>	<u>1.46 人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.72</u>	<u>1.72 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.72</u>	<u>1.72 人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.72</u>	<u>1.72 人</u>	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-17-2 の補正率を適用するものとする。

表 9-17-2 (省略)

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-18 により行うものとする。

表 9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の 照合	標準地	—	技 師 長	—	<u>0.68</u>	<u>0.68 人</u>	
			技 師 A	—	<u>0.99</u>	<u>0.99 人</u>	
			技 師 C	—	<u>0.99</u>	<u>0.99 人</u>	

注 複数の標準地価格を照合する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

$$\text{標準地価格の照合直接人件費} = \text{標準地数} \times \text{単価}$$

旧

表 9-15-2 (省略)

⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表 9-16 により行うものとする。

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.02 <u>0.14</u>	0.02 人 <u>0.14 人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	—	技 師 長 技 師 C	— —	0.04 <u>0.28</u>	0.04 人 <u>0.28 人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-17-1 によるものとする。

表 9-17-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	技 師 長	—	<u>1.31</u>	<u>1.31 人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.31</u>	<u>1.31 人</u>	
			技 師 B	—	<u>1.31</u>	<u>1.31 人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.31</u>	<u>1.31 人</u>	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-17-2 の補正率を適用するものとする。

表 9-17-2 (省略)

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表 9-18 により行うものとする。

表 9-18

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の 照合	標準地	—	技 師 長	—	<u>0.56</u>	<u>0.56 人</u>	
			技 師 A	—	<u>1.17</u>	<u>1.17 人</u>	
			技 師 C	—	<u>1.17</u>	<u>1.17 人</u>	

注 複数の標準地価格を照合する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

$$\text{標準地価格の照合直接人件費} = \text{標準地数} \times \text{単価}$$

新

⑥－１９ 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－19 によるものとする。

表 9－19

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額の照合	画地	－	技 師 長	－	0.02	0.02 人	
			技 師 A	－	0.04	0.04 人	
			技 師 C	－	0.04	0.04 人	

注 各画地の評価額の照合業務費は、1 業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

$$\text{各画地の評価額照合直接人件費} = \text{画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２０ 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－20 により行うものとする。

表 9－20

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額の照合	画地	－	技 師 長	－	0.03	0.03 人	
			技 師 C	－	0.01	0.01 人	

注 残地補償額の照合業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

$$\text{残地補償額照合直接人件費} = \text{対象画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２１ 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表 9－21 により行うものとする。

表 9－21

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	0.02 0.08	0.02 人 0.08 人	

旧

⑥－１９ 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－19 によるものとする。

表 9－19

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価額の照合	画地	－	技 師 長	－	0.01	0.01 人	
			技 師 A	－	0.04	0.04 人	
			技 師 C	－	0.04	0.04 人	

注 各画地の評価額の照合業務費は、1 業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

$$\text{各画地の評価額照合直接人件費} = \text{画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２０ 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表 9－20 により行うものとする。

表 9－20

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償額の照合	画地	－	技 師 長	－	0.02	0.02 人	
			技 師 C	－	0.02	0.02 人	

注 残地補償額の照合業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

$$\text{残地補償額照合直接人件費} = \text{対象画地数} \times \text{単価}$$

⑥－２１ 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表 9－21－1又は表 9－21－2により行うものとする。

(1) 営業調査等を伴わない事業者表 9－21－1

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	0.01 0.08	0.01 人 0.08 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）表 9－21－2

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
消費税等照合	事業者	－	技 師 長 技 師 B	－ －	0.01 0.08	0.01 人 0.08 人	

新

⑥－２２ 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表９－２２により行うものとする。

表 ９－２２

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.24</u> <u>0.45</u>	<u>0.24 人</u> <u>0.45 人</u>	
非木造建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.61</u> <u>1.22</u>	<u>0.61 人</u> <u>1.22 人</u>	
区分所有の 建 物	戸	130 ㎡程度	技 師 長 技 師 C	－ －	0.07 0.25	0.07 人 0.25 人	
工 作 物	箇所	100 ㎡以上 500 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.12</u> <u>0.28</u>	<u>0.12 人</u> <u>0.28 人</u>	

注 1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注 2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物については表９－１－３の補正率を、非木造建物については表９－３－４の補正率を、工作物については表９－２３の補正率をそれぞれ適用するものとする。

表 ９－２３（省略）

⑦ 補償金明細表の作成

補償金明細表の作成に要する直接人件費の積算は、表 1 0 により行うものとする。

表 1 0

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償金明細表の 作成	権利者	－	技師長 技士 C	－ －	0.02 0.07	0.02 人 0.07 人	

注 補償金明細表の作成は、表 1 の区分を行わないものとする。

旧

⑥－２２ 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表９－２２により行うものとする。

表 ９－２２

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.10</u> <u>0.66</u>	<u>0.10 人</u> <u>0.66 人</u>	
非木造建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.28</u> <u>1.70</u>	<u>0.28 人</u> <u>1.70 人</u>	
区分所有の 建 物	戸	130 ㎡程度	技 師 長 技 師 C	－ －	0.07 0.25	0.07 人 0.25 人	
工 作 物	箇所	100 ㎡以上 500 ㎡未満	技 師 長 技 師 C	－ －	<u>0.09</u> <u>0.24</u>	<u>0.09 人</u> <u>0.24 人</u>	

注 1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注 2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物については表９－１－３の補正率を、非木造建物については表９－３－４の補正率を、工作物については表９－２３の補正率をそれぞれ適用するものとする。

表 ９－２３（省略）

新

⑧ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.1による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.2による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表1.1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	— —	5.43 3.06	5.43 人 3.06 人	

(区分B)

表1.2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B-二	技 師 長 技 師 C	— —	0.40 0.35	0.40 人 0.35 人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-三を基準としたものであり、表2の区分によつての補正を行うものとする。

⑨-1 公共用地交渉

公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.3-1～4による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.4-1～4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表1.3-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉(調書の説明確認)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	0.93 0.93	1.50 2.07	2.43 人 3.00 人	

旧

⑦ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.0による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.1による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表1.0

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技 師 長 技 師 C	— —	3.51 2.28	3.51 人 2.28 人	

(区分B)

表1.1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B-ハ	技 師 長 技 師 C	— —	0.23 0.31	0.23 人 0.31 人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によつての補正を行うものとする。

⑧ 公共用地交渉(費用負担説明)

公共用地交渉(費用負担説明)は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②損失補償協議書の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾にかかる公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.2-1～3による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.3-1～3による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A-1)

表1.2-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉(調書の説明確認)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	2.33 2.33	0.81 0.81	3.14 人 3.14 人	

新

(区分A)

表13-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉(補償内容等の説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77 人 11.10 人	

(区分A)

表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(損失補償協議書の交付説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.80</u> <u>0.80</u>	<u>0.65</u> <u>1.04</u>	<u>1.45 人</u> <u>1.84 人</u>	

(区分A)

表13-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉(補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>0.81</u> <u>0.81</u>	<u>0.30</u> <u>1.09</u>	<u>1.11 人</u> <u>1.90 人</u>	

(区分B)

表14-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉(調書の説明確認)	権利者	<u>B-ニ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.23</u> <u>0.23</u>	<u>0.08</u> <u>0.62</u>	<u>0.31 人</u> <u>0.85 人</u>	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉(補償内容等の説明)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.81 0.81	0.43 1.42	1.24 人 2.23 人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

旧

(区分A-2)

表12-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉(損失補償協議書の説明)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>4.32</u> <u>4.32</u>	<u>0.81</u> <u>0.81</u>	<u>5.13 人</u> <u>5.13 人</u>	

(区分A-3)

表12-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技 師 長 技 師 C	<u>4.32</u> <u>4.32</u>	<u>0.81</u> <u>0.81</u>	<u>5.13 人</u> <u>5.13 人</u>	

(区分B-1)

表13-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
①公共用地交渉(調書の説明確認)	権利者	<u>B-ハ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.54</u> <u>0.54</u>	<u>0.04</u> <u>0.21</u>	<u>0.58 人</u> <u>0.75 人</u>	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B-2)

表13-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
②公共用地交渉(損失補償協議書の説明)	権利者	<u>B-ハ</u>	技 師 長 技 師 C	<u>0.72</u> <u>0.72</u>	<u>0.08</u> <u>0.18</u>	<u>0.80 人</u> <u>0.90 人</u>	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

新

(区分B)

表14-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(損失補償協議書の交付説明)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.13 0.13	0.07 0.23	0.20 人 0.36 人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

(区分B)

表14-4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
④公共用地交渉(補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ニ	技 師 長 技 師 C	0.13 0.13	0.03 0.26	0.16 人 0.39 人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者(相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有と思われる者等をいう。)に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応(これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。)が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15により行うものとする。

表15

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	—	技 師 A 技 師 C	0.11 0.11	0.08 0.08	0.19 0.19	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表1の区分を行わないものとする。

旧

(区分B-3)

表13-3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
③公共用地交渉(補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ハ	技 師 長 技 師 C	0.71 0.71	0.08 0.18	0.79 人 0.89 人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

新

⑩ 移転履行状況等の確認等

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表1.6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認等	権利者	—	技 師 長	0.94	0.47	1.41 人	
			技 師 C	0.94	0.47	1.41 人	

(区分B)

表1.7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認等	権利者	B-二	技 師 長	0.14	0.07	0.21 人	
			技 師 C	0.14	0.07	0.21 人	

注 本表の歩掛は、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑪ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.8による単価 × 関係機関数

表1.8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	0.21	0.13	0.34 人	
			技 師 C	0.21	0.30	0.51 人	

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(省略)

旧

⑨ 移転履行状況等の確認

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者に対し移転履行状況等の確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表1.4による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表1.5による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A)

表1.4

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認	権利者	—	技 師 長	0.54	—	0.54 人	
			技 師 C	0.54	—	0.54 人	

(区分B)

表1.5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転履行状況等の 確認	権利者	B-ハ	技 師 長	0.08	—	0.08 人	
			技 師 C	0.08	—	0.08 人	

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑩ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表1.6による単価 × 関係機関数

表1.6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	—	技 師 長	0.54	0.06	0.60 人	
			技 師 C	0.54	0.06	0.60 人	

⑪ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(省略)

新						旧					
(5) 設計等における数値の扱い						(5) 設計等における数値の扱い					
(省略)						(省略)					
3) 設計数量表示単位						3) 設計数量表示単位					
イ 設計数量の表示単位及び数値は、 <u>表19</u> 「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。						イ 設計数量の表示単位及び数値は、 <u>表17</u> 「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。					
設計数量表示単位一覧表						設計数量表示単位一覧表					
<u>表19</u>						<u>表17</u>					
	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考		種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
①	打合せ協議		業 務	1	<u>中間打合せ 1回当たり</u>	①	打合せ協議		業 務	1	
②	業務計画の策定		業 務	1		②	業務計画の策定		業 務	1	
③	現地踏査		<u>回</u>	1		③	現地踏査		<u>業 務</u>	1	
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1		④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1				区分B	権利者	1	
⑤	<u>権利者</u> の特定		権利者	1		⑤	<u>関係権利者</u> の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (⑥-8及び⑥-10を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1		⑥	補償額算定書の照合 (⑦及び⑧を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1	
<u>⑥-8</u>	補償額算定書の照合(立 竹木)	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000 m ² 未満 の場合は、数値を10 m ² とする。	<u>⑦</u>	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000 m ² 未満 の場合は、数値を10 m ² とする。
<u>⑥-10</u>	補償額算定書の照合(墳 墓等)	それぞれの 区分	m ²	1		⑧	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの 区分	m ²	1	
<u>⑦</u>	<u>補償金明細表の作成</u>		<u>権利者</u>	<u>1</u>		<u>⑨</u>	<u>公共用地交渉用資料等の作成</u>	区分A	権利者	1	
<u>⑧</u>	<u>公共用地交渉用資料の作 成等</u>	区分A	権利者	1				区分B	権利者	1	
		区分B	権利者	1		<u>⑩</u>	<u>公共用地交渉(費用負担説明)</u>	<u>区分A-1</u> <u>区分A-2</u> <u>区分A-3</u>	<u>権利者</u> <u>権利者</u> <u>権利者</u>	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	
<u>⑨</u>	<u>公共用地交渉</u>	<u>区分A①</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>				<u>区分B-1</u> <u>区分B-2</u> <u>区分B-3</u>	<u>権利者</u> <u>権利者</u> <u>権利者</u>	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	
		<u>区分A②</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>		<u>⑪</u>	移転履行状況等の <u>確認</u>	区分A	権利者	1	
		<u>区分A③</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>				区分B	権利者	1	
		<u>区分A④</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>		<u>⑫</u>	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	
		<u>区分B①</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>							
		<u>区分B②</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>							
		<u>区分B③</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>							
		<u>区分B④</u>	<u>権利者</u>	<u>1</u>							
		<u>軽微な関係 者対応等</u>	<u>回</u>	<u>1</u>							

新						旧					
⑩	移転履行状況等の確認等	区分 A	権利者	1							
		区分 B	権利者	1							
⑪	関係機関との連絡・調整		関係機関	1							
(省略)						(省略)					